

## お知らせ

### 固定資産税・都市計画税(第1期)の納期限は4/30(木)です

市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

#### 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)について

問 なんば市税事務所 固定資産税グループ

☎ 06-4397-2957(土地)、2958(家屋) ※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30 (金曜日は9:00~19:00)

#### 固定資産税(償却資産)について

問 船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ

☎ 06-4705-2941 ☎ 06-4705-2905 ※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30

詳しくはこちら▶



### 固定資産(土地・家屋)の価格等に関する縦覧を行います

土地または家屋の固定資産税の納税者の方は、所有されている土地・家屋と同一区内の他の土地・家屋の価格等が記載された「縦覧帳簿」を縦覧できます。(資産のある区の縦覧帳簿に限ります。)

縦覧の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)または納税通知書を持参してください。代理人の場合は代理権限授与通知書、委任状などの委任の旨を証する書類が必要です。

縦覧期間: 4/1(水)~30(木) ※土・日・祝日を除く 9:00~17:30(金曜日は19:00まで)

縦覧場所: 資産のある区を担当する市税事務所

詳しくはこちら▼



問 なんば市税事務所 固定資産税グループ ☎ 06-4397-2957(土地)、2958(家屋) ※問合せ可能日時 平日 9:00~17:30(金曜日は9:00~19:00)

### 令和8年4月分からの各種支給月額額の改定

#### 児童扶養手当の支給月額額の改定

児童数	全部支給	一部支給
1人目	46,690円→ <b>48,050円</b>	46,680円~11,010円→ <b>48,040円~11,340円</b>
2人目以降	11,030円→ <b>11,350円</b>	11,020円~5,520円→ <b>11,340円~5,680円</b>

#### 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の支給月額額の改定

① 特別児童扶養手当(1級)	② 特別児童扶養手当(2級)	③ 特別障がい者手当	④ 障がい児福祉手当	⑤ 経過的福祉手当
56,800円→ <b>58,450円</b>	37,830円→ <b>38,930円</b>	29,590円→ <b>30,450円</b>	16,100円→ <b>16,560円</b>	16,100円→ <b>16,560円</b>

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

詳しくはこちら▶



問 保健福祉課(福祉サービス) ☎ 06-6774-9857

### 令和8年4月から子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるため、医療保険の被保険者や事業主の方々を含む全世代から医療保険料とあわせてご負担いただく制度です。国民健康保険においても令和8年度から、従来の医療分、後期高齢者支援金分、介護分に加えて、子ども・子育て支援金分が保険料に加わります。また、後期高齢者医療制度においても従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援金分が保険料に加わります。

問 窓口サービス課(保険年金) ☎ 06-6774-9956

### 65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ 介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

問 保健福祉課(介護保険) ☎ 06-6774-9859

### 令和7年分の確定申告の振替日について

#### 令和7年分の確定申告の振替日

所得税及び復興特別所得税の確定申告分 ..... 4/23(木)

個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告分 ..... 4/30(木)

※振替納付日の前日までに、預貯金残高や振替納付日に登録されている預貯金口座から他の公共料金等の引落し予定がないか等を必ずご確認ください。

#### ダイレクト(e-Taxによる口座振替)納付とは?

e-Taxを利用して申告等データを送信した後、簡単な操作で事前に届出をした預貯金口座から口座引落しにより国税を納付する方法です。

また、「自動ダイレクト」であれば、e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れるだけで、別途操作をすることなく、納期限に自動的に口座引落としとなるので、さらに便利です。手続方法は「いつでも、どこでも、簡単便利♪ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)」(マニュアル)をご覧ください。

マニュアルはこちら▼



問 天王寺税務署(堂ヶ芝2-11-25)

☎ 06-6772-1281(自動音声案内で2番を選択)

来署による相談は事前予約制です。

#### 国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901(全国一律料金) 8:30~17:00(土・日・祝日及び12/29~1/3を除く)

### 後期高齢者医療制度の被保険者に対する健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

#### 【後期高齢者医療健康診査】

糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等をチェックするために、令和9年3/31までに1回、無料で健康診査を受診することができます。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。) ※必ず事前に受診希望の医療機関へお問い合わせください。

#### 【後期高齢者医療歯科健康診査】

歯や歯肉の状態、加齢に伴うお口の機能の低下をチェックするために、令和9年3/31までに1回、無料で歯科健康診査を受診することができます。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健康診査のお知らせ」をお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。) ※必ず事前に受診希望の歯科医院へお問い合わせください。

#### 【人間ドック費用の一部助成】

人間ドックを受診した場合、各年度中(4/1から当該年度の3/31まで)の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します(年度中1回まで)。 ※申請手続き等、詳しくはお問い合わせください。

問 大阪府後期高齢者医療広域連合・給付課 ☎ 06-4790-2031

### 犯罪被害者等支援のための総合相談窓口

犯罪被害者やその家族・遺族が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになっていただくため、犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援施策のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。犯罪被害にあわれてお困りの方や、身近な方が犯罪被害にあわれて支援を必要とされている場合は、ぜひご相談ください。

詳しくはこちら▼



☎ 9:00~17:30(土・日・祝・年末年始を除く) 場 市民局人権企画課(市役所4階) 申 電話・FAX

問 市民局人権企画課 ☎ 06-6208-7489 ☎ 06-6202-7073

### 区役所で行う無料相談 対 市内在住の方 ※体調不良の方は来庁を控えてください。

相談時間: 1組30分以内(相談後の記録作成、入れ替わりの時間なども含む)

弁護士による法律相談 (要予約) (先着順) (無料) ※同じ内容での繰り返しの相談はお控えください。

☎ ①4/16(木)、②4/24(金)、③5/13(水) いずれも13:00~17:00 定 各8組

☎ ①4/9(木)、②4/17(金)、③5/1(金) いずれも12:00~相談当日の10:00まで

その他の専門相談 (無料)

いずれも13:00~16:00

受付/12:50~15:30(区役所1階)

※予約は不要ですが、受付開始時の来場者で相談順を抽選し、以降先着順

問 事業戦略室(広聴広報)

☎ 06-6774-9683

予約専用電話 ☎ 050-1808-6070 AI電話で24時間受付

不動産相談(不動産協会)	4/2・5/7(木)
社会保険労務士相談	4/13(月)
不動産相談(宅建協会)	4/14・21(火)
税理士相談	4/15(水)
行政書士相談	4/22(水)
司法書士相談	4/28(火)